平成28年地方分権改革に関する提案募集に対する意見

平成28年8月30日(火)

全 国 町 村 会

分 提案 事項	具体的内容	提案団 体	具体的な支障事例	根拠法 令等	省庁からの一次回答	全国町村会 意見
・福祉を選居及食	能居を第項護活のとこ(や未ど型間、11に予支交しと過、満の居及介条集・総ス共認地口自件で食保45る常事一する指千体)の条 を第3の条 を第45のとこ(や未どのの)法11に予支交しと過、満の条 では、第一なる指手体)	島牧村	や地域住民との交流事業を今までどおり続けられるようにしたいと考えており、小規模多機能施設内で「介護予防・日常生活支援総合事業」も実施できるようにしたいと考えているが、「指定地域密着型サービス及び及び指定地域密着型介護予防	指域型ビび地着護サスす準い第地着サス小多型介3備す準(備備(第号④定密サス指域型予一にるにて三域型一-規機居護 にる-2及品基67)に増一及定密介防ビ関基つ 密 ビ四模能宅-設関基 設び等準 -	厚生 指定地域密着全等の長い と で成18年厚生労働省合第4号。以下「基準省合」と 下 が ま で で が ま で が ら が ら が ら が ら で が ま で が ま で が ら で が ら で が か が ら で が か が ら で が か が か が か が か が か が か が か が か が か が	障さ適求(に該しと直て意明のなる1い知検るに自動をあしは見がよ対。次ての討があ治路に自をあしは見をあるに自ををいるがある。次での対があ治路に対した。 答当直る見つのえ

野	提案 事項	具体的内容	提案団 体	具体的な支障事例	根拠法 令等	省庁からの一次回答	全国町村会 意見
の 他	創推交金業ど地再法関す手き簡(し年当かの画な業施可な度す生進付事なの域生に連る続を略と、度初ら計的事実が能制とる	場更はを費な年求す変囲の弾 〈交○能と前の水画算2限でななを対割化 方金示限も事計る了てを、変こ、め事減る 推 をめ内まとの、ま事超途更と計る業) 推 をめ内手変又で業え中をと画範費を 進 可る示を	岩共団海角形岡島山会、市川相、、、、市市、県東田市県市川根山陽市島幡福長大五手共団海角形岡島山会、市川棋、、、、、市市、、、市県県小、市浜岡崎村島手同体道市県市県市津茨袖、県模三上岐愛名、、滋姫加、、、野宇、市県県市市県提:、、、、、、地城ヶ神、原条越阜知古半津賀路古島岡山田和八、、、、	年度については、地方創生推進交付金(非公共分)に係る地域再生計画は6月中旬までの申請と、9月前半の認定及び交付金の交付決定が予定されていることから、事業執行は年度後半からとなり、繰越処理も原則として認められていない。 【支障事例】 計画認定に向けた申請は、5/9/1月の年三回とされているほか、交付金交付決定前の事前着手は原則として認められない(個別相談を要する)など、年間の計画的な事業実施に困難が予想され	地生条第条13 同行条 同行第条2第条1 地生認請ニル 地生交にる域法乃7、条 法令 法規1、条1、1 域計定マュ 方推付関級再第至 第 施第 施則 第、0第条 再画申 ア 創進金すA	内閣・	るよう積極的 C検討してい

平成26年フォローアップ案件について

提案事項	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省	提案団体	「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」
町村の都市計画 の決定に関する都 道府県の同意の 廃止	都市計画法第 19条第3項(市 町村の決定)	国土交通省	全国町村会	町村の都市計画の決定又は変更に係る都道府県知事への同意を要する協議(19条3項(21条2項で準用する場合を含む。))については、運用指針で定められた協議に当たっての留意事項の定着状況を踏まえ、都道府県知事同意について、平成30年までに、町村の自主性を尊重する観点に留意し、廃止を含め、結論を得る。